

山梨地区(旧山梨県A地区)における運賃改定実施による労働条件の改善状況

山梨地区(旧山梨県A地区)においては、令和6年4月8日からタクシー運賃の改定を実施(改定率10.39%)しましたが、これによるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数

36社 (※36社のうち、改定後に一般運転者が全員退職した1社については対象外とした。)

2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数: 35社

110% 以上	109% 以上	108% 以上	107% 以上	106% 以上	105% 以上	104% 以上	103% 以上	102% 以上	101% 以上	100% 以上
	110% 未満	109% 未満	108% 未満	107% 未満	106% 未満	105% 未満	104% 未満	103% 未満	102% 未満	101% 未満
22社	1社	1社	5社	2社	—	1社	2社	1社	—	—

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和6年5月～令和6年10月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年5月～令和5年10月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

3. 労働条件改善状況

(1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

- ・アプリの導入 1社
- ・社内施設の新設・更新 6社
- ・配車システムの導入・更新 4社
- ・電子決済機器の導入 2社
- ・健康診断等の拡充 4社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・手当類を創設 4社
- ・手当類を拡充 2社

(3) その他

- ・労働時間の短縮 10社